



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所



北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア2F
TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095



福岡オフィス

2020年5月 移転

〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィ六本松802号
TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>

大手町法律事務所



事務所報

COMMUNICATION PAPER

2023.8
vol

18

弁護士法人 大手町法律事務所

CONTENTS

どこへ出かけたいですか

雑感 その7

／合山 純篤

隣地との間に高低差がある場合のトラブル

／田中 圭

お給料もデジタル化

／木下 結香子

乾杯はやっぱりビールで!?

／松田 麻友美

「損害」にはどこまで含まれる?

／牧山 愛美

落語の効用

／中野 敬一

事務所ご挨拶

introduction

残暑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

本年5月より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行し、経済活動をはじめ人々の動きはより活発になってきました。小倉の街でも、観光客や出張のビジネスパーソンなどをよく見かけるようになり、賑やかな雰囲気を取り戻しつつあるように思います。

今夏には、久しぶりの遠出を計画された方も多いのではないのでしょうか。そこで本号では、弁護士に「どこへ出かけたいですか」と尋ねてみました。



MASAHARU NAKANO

中野 昌治

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野

行政関係、労働関係、企業法務、
企業再生・倒産関係

どこへ出かけたいですか?

ドイツ ミュンヘン

SUMIATSU GOYAMA

合山 純篤

代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野

民事全般、企業法務、企業再生・
倒産関係、行政関係、労働関係

どこへ出かけたいですか?

岡山県の蒜山(ひるぜん)高原



KEIICHI NAKANO

中野 敬一

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生・倒産関係、
一般民事事件、一般家庭事件

どこへ出かけたいですか?

ハワイで、再度ホノルルマラソンを完走したい。



HIROYUKI ANO

阿野 寛之

執行役員

主な取扱い分野

刑事事件・少年付添事件、
損害賠償請求事件、企業法務一般など

どこへ出かけたいですか?

南極。オーロラとペンギンを見に行きたい。



MAKOTO KIYONARI

清成 真

執行役員

主な取扱い分野

企業法務全般、
労働問題(企業側)、民事事件

どこへ出かけたいですか?

飛行機に乗らない海外旅行



JUNJIRO MORI

森 淳二朗

顧問(九州大学名誉教授)

主な取扱い分野

会社法、企業法務

どこへ出かけたいですか?

願いが叶うならば、故郷の「白山」へ



NORIO TASE

田瀬 憲夫

代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野

刑事事件、一般民事事件、
医療紛争・交通事故

どこへ出かけたいですか?

沖縄



KEI TANAKA

田中 圭

弁護士

主な取扱い分野

交通事故その他一般民事事件、
倒産関係、刑事事件

どこへ出かけたいですか?

台湾



TOSHIHIRO NAKANISHI

中西 俊博

弁護士

主な取扱い分野

企業法務関係、企業再生・倒産、
一般民事事件、家事事件など

どこへ出かけたいですか?

USJ



KENICHIRO TERAI

寺井 研一郎

弁護士

主な取扱い分野

企業法務、一般民事、家事事件、
債務整理、刑事事件など

どこへ出かけたいですか?

ベトナムやカンボジア、タイ、台湾、ミャンマー……
暑い日に、夜をぶらぶらして涼みたいです



TSUYOSHI TOMINAGA

富永 剛

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、行政関係法務、
家事事件、刑事事件

どこへ出かけたいですか?

黒部ダム



DAISUKE NEGISHI

根岸 大将

弁護士

主な取扱い分野

交通事故事件、医療関係事件、
企業法務、一般民事事件など

どこへ出かけたいですか?

与論島



YUKAKO KINOSHITA

木下 結香子

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、刑事事件、
行政法務、企業法務

どこへ出かけたいですか?

ヨーロッパ、台湾



MANAMI MAKIYAMA

牧山 愛美

弁護士

主な取扱い分野

一般民事事件、企業法務

どこへ出かけたいですか?

家に引きこもっていたいです



MAYUMI MATSUDA

松田 麻友美

弁護士

主な取扱い分野

交通事故、倒産事件、企業法務、
一般民事

どこへ出かけたいですか?

軽井沢・佐久「ヤッホーブルーイング醸造所」



YUKIHITO MANAKO

眞子 幸人

弁護士

主な取扱い分野

企業法務、民事事件、刑事事件

どこへ出かけたいですか?

ウユニ塩湖



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所

column No. 01 雑感 その7

平成29年に、S社が、東京の五反田駅近くの1等地約600坪をマンション用地として購入しようとして、地面師に騙されて、55億余円の損害を被ったという事件があり、当時のマスコミにも大きく報道されたが、このたび、この事件についての株主代表訴訟の民事判決が公表された(判例時報2023年4月11日号71頁)ので、かなりくわしい事件の経緯を知ることができた。

この事件の核心は、土地の真実の所有者(A女とする)についての旅券(但し、旅券に貼られた写真だけが、A女とは別の女の写真が貼られている)が作成されたという点である。そして、その別の女は、A女であるとして、土地売買の面談交渉の席に登場して来ているのである。そうなってくると、面談交渉の席にいる女(=旅券に貼られている写真の女)がA女その人であるかどうかのポイントとなってくる。これには、旅券のコピーを持って、A女を知っていると思われる人たちに会って、「この写真の人は、A女さんですか」と尋ねて確認する方法をとることになるのであるが、こ

れは、「A女の不興を買うおそれがあることから、S社は実施しないこととした」と判決文に書かれている。

上記に類するようなことは、弁護士業務を遂行するときに、ときどきあることである。つまり、もし、真実、A女であったときや、A女の意味に基づいて別人が行動していたときには、「自分が信用できないのか」とA女が怒るであろうということである。

しかし私は、この考えは間違っていると確信している。もし、A女が怒ったときには、「当方は、本当にこの取引を実現したいと思っているので、A女さんに間違いはないかを念のため調査させてもらったのです。あしからず御承願します。」と説明するしかないのであり、それで話が壊れるようなら、仕方がないことであると考えからである。



代表(福岡オフィス所長)
合山 純篤
SUMIATSU GOYAMA

column No. 03 お給料もデジタル化

皆さま、paypayやLINEPayといったキャッシュレス決済を利用していますか？

消費税が引き上げられた約5年前、キャッシュレス決済によるポイント還元制度がありました。これをきっかけに、利用し始めた方もいるのではないのでしょうか。その後の新型コロナウイルスの流行に伴い、スマホ決済(スマートフォンのQRコードやバーコードを読み取って支払う方法)はさらに浸透したように感じます。

かくいう私もすっかりキャッシュレス派となり、

先日、お店でいざ財布を開いたところ、そのお店の支払いは現金のみ。「しまった…現金が足りない。」とATMに駆け込みました。

さて、現在皆さまは、お給料を銀行口座で受け取っている方が多いと思います。このお給料、今年の4月から電子マネーで受け取ることができる制度が解禁となりました。労働者の同意を得た上で、一定の要件(労使協定の締結等)を充たす必要がありますが、預金口座ではなく、〇〇payといった一部の電子マネーで受けとることができるのです。

私の母が働き始めたころ、給料は現金支給のみだったので、給料日前には給料袋に現金を入れる作

column No. 02 隣地との間に高低差がある場合のトラブル

隣地との間に高低差がある場合には、擁壁などの整備が必要となってきます。そして、この擁壁工事において、隣地との間でトラブルが生じることがあります。

特に段差が大きい場合には、擁壁の施工が適切に行われないと、擁壁の崩壊や土砂崩れ、地盤沈下、建物の傾きなどの大きな問題が生じることになりかねません。

擁壁工事の前には、施工業者から説明があることが一般的ですが、高低差が大きい場合や擁壁の場所が当方の建物に近い場合などには、工事の計画図面や工事日程表などの提出を受けて内容を確認する必要性が高いと言えます。

そして、建築士などの専門家に依頼して工事の計画図面が安全なものであるかを精査し、問題がある場合には、相手方施工業者と交渉することになります。ここで、施工業者との話し合いがうまくいかない場合には、弁護士が介入して交渉することもあります。

当職が依頼を受けた案件では、高低差が生じる結果となる擁壁設置工事を計画している隣地所有者に

対して安全性の高い擁壁を施工するよう申入れを行いました。当職には擁壁設置に関する専門的知見はないため、具体的な擁壁の施工方法については、建築の専門家から協力を受けました。最終的には、相手方代理人弁護士との間で、施工計画図面や、安全確認の方法、施工中の写真の提出などの取り決めを行い、工事協定書を作成した上で、施工がなされました。その後、無事施工がなされ特段の問題は生じていないとのことでした。

前述のとおり、高低差がある隣地において工事が行われる場合には、大きな損害が生じる可能性があります。そこで、相手方施工業者からの説明や対応に不安がある場合には、弁護士に相談してみてもいいかもしれません。



弁護士
田中 圭
KEI TANAKA

業があったとか。本来、給料は、現金で直接労働者に全額を支払うというのが原則(労働基準法24条)ですが、銀行口座への振込みも、労働者の同意があれば認められており(労働基準法施行規則7条の2第1項)、今回電子マネーにも拡大されました。

企業側のメリットとしては、振込手数料の削減、預金口座の開設が難しい外国人労働者への支払い等があります。ただし、現時点では、電子マネー口座の上限額は100万円以下と決まっており、それ以上の額になるとあらかじめ労働者が指定した銀行口座等に自動で出金されます。そのため、銀行口座が必要となる点は変わらず、このメリットは限られているかもし

れません。

まだまだ走り出したばかりの制度ですが、キャッシュレス決済の急速な普及状況を見ると、10~20年後には、給与支払いは電子マネーがメインになり、私は子どもに、「前はお給料は預貯金でもらっていたのよ～」と話しているのかもしれない。



弁護士
木下 結香子
YUKAKO KINOSHITA

column
No.

04

乾杯はやっぱり ビールで!?

この事務所報が皆さまに届くのは8月、キンキンに冷えたビールが美味しい頃ですね。

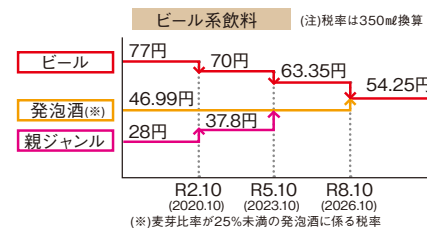
外はまだまだ暑いですが、仕事帰りにビアガーデンで一杯なんというのも最高ですね。

さて、今回は、現在段階的に行われている、酒税法の改正についてお話をさせていただきます。

現在、市販のビール系飲料は、「ビール」、「発泡酒」、「新ジャンル(第3のビール)」の3種類に分けられています。ビールが好きな方は、それぞれ税率が異なるために価格に差があることも、きっとご存じかと思えます。私も、「発泡酒」や「新ジャンル」で自分の好み合った商品が見つかったと、とても嬉しくなります。

そんなビール系飲料の3分類ですが、現在、税率の一本化に向けて、段階的に酒税が改正されています。その一環で、2023年10月に2回目の改正が行われ、「ビール」の税率が下がる一方で、「新ジャンル」の税率が引き上げられることが予定されています。今回の改正によって、350ミリリットル缶での換算は、「ビール」だと約6.6円下がりますが、「新ジャンル」は約9.2円上がり、「発泡酒」との差はなくなります。そして2026年10月には、「ビール」と「発泡酒」の税率の差もなくなって、ビール系飲料の税率に差がなくなる予

定です(税率の推移は以下のとおり。財務省HP「酒税に関する資料」より)。



このような改正が行われたのは、ビール系飲料の酒類間の税率格差が、商品開発や販売数量に影響を与えているという背景があるからです。このような状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復させることが目的とされています。

今回の法改正を受けて、大手酒類メーカーも、2023年10月からの缶ビールの値下げや新ジャンルの値上げを発表しています(ただし、生産コスト増の関係もあり、減税分だけ下がる、というわけにはいかないようです)。

缶ビール売場での「ビールは高いから今日は発泡酒で我慢しようか…」という悩みは、今後なくなっていくのかもしれませんが。



弁護士

松田 麻友美
MAYUMI MATSUDA

column
No.

06

落語の効用

先日、他の事務所の弁護士から「古典落語、寝る前に聞くようになりましたよ。気分がいいですねえ。」と言われ、噺家でもないのに嬉しく思いました。

私は次の点に落語の効用を実感しています。

第一は、タイミングや間の重要性が分かります。古典落語は間の芸です。実社会でも同じ事を言っても、いつどのような間で言うかで発言のインパクトは大きく変わります。訴訟でも主張・証拠の提出、証人尋問

の発問(特に反対尋問)などでこの点は意識するようになりました。

第二は、大局的に俯瞰すれば、少々失敗しても大したことはないと思えるようになります。落語の登場人物は、失敗ばかりですが、生き生きと人生を楽しんでいます。それでいいと思うようになります。

第三は、効率化・合理化社会の行きつく先が見えて、違う価値観が持てます。社会ではコスパ、タイパなどという言葉が流行りのようですが、私は、それだけで判断すると生産性の罫にはまると思っています。

column
No.

05

「損害」にはどこまで含まれる?

契約書には、「甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、乙に対しその賠償を請求することができる。」といったような、損害賠償に関する条項が設けられていることが一般的です。

もっとも、その内容は多種多様で、損害賠償を請求できる場面が制限されていたり、請求できる損害の範囲が限定されていたり、請求できる金額の上限が設けられていたりすることもあります。この点について話し出すときりがありませので、今回は請求できる損害の範囲、についてお話ししたいと思います。

損害の範囲について何も制限を設けていない場合、損害を受けた側は相手方に対し、相当因果関係が認められる範囲の損害を請求することができます。

もっとも、相当因果関係が認められる損害が相当に高額となることもあるため、これを制限したい当事者は、契約書で、請求できる損害の範囲を制限しようとします。このような場合によく用いられる言葉が、「直接」や「現実」というものですが、これらの言葉は民法の損害賠償に関する定めでは用いられていません。

そのため、「直接」の損害、「現実」の損害にどこま

で含まれるのか、決まった理解があるとはいいがたい状況です。

このように、用語の意味すら整理されていないこともあってか、契約書の損害賠償に関する条項について、十分に理解・検討しないまま、あるいは誤解したまま、契約してしまっていることが間々あります。

そのため、契約を締結される際には、万一の場合に自社が請求しなければならない損害はどういったものかを具体的にイメージしたうえで、それが当該条項でカバーされているのか、慎重にご検討いただくとともに、不安がある場合には、お気軽にご相談いただければと思います。



弁護士

牧山 愛美
MANAMI MAKIYAMA

人生の味わいには無駄や不合理も重要で(むしろ、そちらの方が重要で)、幸福には諸要素のバランスが大事だと思います。

そもそも落語の「効用」を論じること自体、ナンセンスというのが落ちのようです。

同じ噺を同じ落語家が何回も話し、聞く方はもうストーリーも分かっているのに、何故古典落語は面白いのか。

それは、個々の言動やエピソードが面白いのではなく、登場人物の根底にある人間性に触れるからでは

ないかと思います。馴染みの人に会いに行くような感覚です。

少し疲れたなと思ったら、古典落語をお勧めします。



代表(北九州オフィス所長)

中野 敬一
KEIICHI NAKANO